

私たちの愛するまちを未来へとつなげていくために……

〔仮称〕高浜市まちづくり協議会条例 素案について

～市民の皆さんの意見を募集しています～

【期間：8月11日(月)～9月1日(月)】



●●●●●●●●●● 目 次 ●●●●●●●●●●

- 1. まちづくり協議会とは？ その最初の始まりは？ . . . P1
- 2. なぜ〔仮称〕「まちづくり協議会条例」をつくるの？ . . . P7
- 3. まちづくり協議会に求められる要件 . . . P8
- 4. 〔仮称〕「高浜市まちづくり協議会条例」素案 . . . P9

高浜市役所 企画部 総合政策グループ

第6次高浜市総合計画 将来都市像

思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま

～高浜市が目指す姿のキャッチフレーズ～



1. まちづくり協議会とは？ そもそもの始まりは？

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、つくっていく」— 高浜市では、地方分権の流れをさらに推し進め、自治本来の姿に立ち帰ろうと、市の自治の仕組みを定めた「自治基本条例」と、まちづくりの設計図である「第6次総合計画」を両輪として、「市民のみなさんが主役のまちづくり」を進めています。

まちづくりのキャッチフレーズは、
「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」

高浜市は行政だけでなく、住んでいる市民のみなさん、高浜市をよりよいまちにしていこうと活動している団体、事業所やそこで働いている人、学校等で学んでいる人など、様々な人たちの活動によって支えられています。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために・・・。

子どもからお年寄りまで、地域の市民のみなさんの想いを汲み取りながら、みんなで話し合い、知恵と力を出し合いながら「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを創り上げていくための組織が「まちづくり協議会」です。

■ まちづくり協議会設立の背景 ～ 全国では・・・、そして高浜市でも・・・

○ 人口構造の変化

高浜市も平成 33 年頃には「超高齢社会」に
(前期高齢者数と後期高齢者数も逆転)

○ 危機的な財政状況

人口構造の変化や経済状況の変化などに伴い
受益と負担のバランスが崩れる

○ 市民ニーズの多様化

「あれも、これも」は不可能「あれか、これか」の選択が必要

将来を
見据えた
取り組みが
不可欠！

**行政内部のあり方を見直すだけでなく、地域経営のあり方も見据え
財政力・住民力・職員力を強化し、足腰の強い自治体を目指す！**

■ まちづくり協議会 これまでの主なあゆみ



地域自治の
仕組み

・
協働の
まちづくり
の基礎を
固める

年月	内容
平成 15 年 11 月	・港小学校区において「地域内分権実証実験」を開始
平成 17 年 3 月	・「構造改革推進検討委員会」より報告書「高浜市の構造改革 -持続可能な自立した基礎自治体を目指して-」が提出される
平成 17 年 3 月	・「高浜南部まちづくり協議会」が発足
平成 17 年 4 月	・構造改革がスタート →財政力・住民力・職員力を強化し、足腰の強い自治体を目指す ・「まちづくりパートナーズ基金」を設置→「地域内分権推進事業交付金」制度を開始
平成 18 年 4 月	・第5次総合計画後期基本計画がスタート（地域内分権推進事業が位置づけられる） ・「南部ふれあいプラザ」がオープン
平成 19 年 3 月	・「吉浜まちづくり協議会」が発足
平成 20 年 3 月	・「翼まちづくり協議会」が発足
平成 20 年 4 月	・「まちづくり協議会特派員制度」を開始 ・「協働事業ハード整備費交付金」制度を開始（平成 23 年度完了）
平成 20 年 7 月	・「翼ふれあいプラザ」がオープン
平成 20 年 8 月	・「高取まちづくり協議会」が発足
平成 21 年 5 月	・「高浜まちづくり協議会」が発足 →全小学校区で地域内分権が稼働
平成 21 年 9 月	・吉岡初浩市長就任
平成 21 年 9 月	・各まちづくり協議会が策定した「地域計画」が提出される
平成 21 年 11 月	・「高浜ふれあいプラザ」がオープン
平成 21 年 12 月	・「自治基本条例」「第6次総合計画」の策定に着手
平成 22 年 4 月	・「市民予算枠事業交付金」制度を開始 ・「吉浜ふれあいプラザ」がオープン
平成 22 年 10 月	・「広報たかはま」にて連載「まちづくり協議会の活動紹介」がスタート
平成 23 年 4 月	・「自治基本条例」「第6次総合計画（基本構想・前期基本計画）」がスタート ・「まちづくり協議会特派員」（第2期）がスタート
平成 23 年 11 月	・「高浜市まちづくり協議会サミット」が発足
平成 25 年 9 月	・「まちづくりフォーラム」を開催
平成 26 年 3 月	・「高浜ふれあいプラザ」1階がリニューアルオープン
平成 26 年 4 月	・「第6次総合計画（中期基本計画）」がスタート ・「まちづくり協議会特派員」（第3期）がスタート

様々な
側面から
地域活動を
支援し
活動の
定着・発展
認知度向上
に努める

■ まちづくり協議会の活動を進めていくと・・・

地域内分権の推進

地域の長所・個性や課題は
地域によって様々



行政でできることには
限りがある
(一律・公平、職員数、予算・・・)

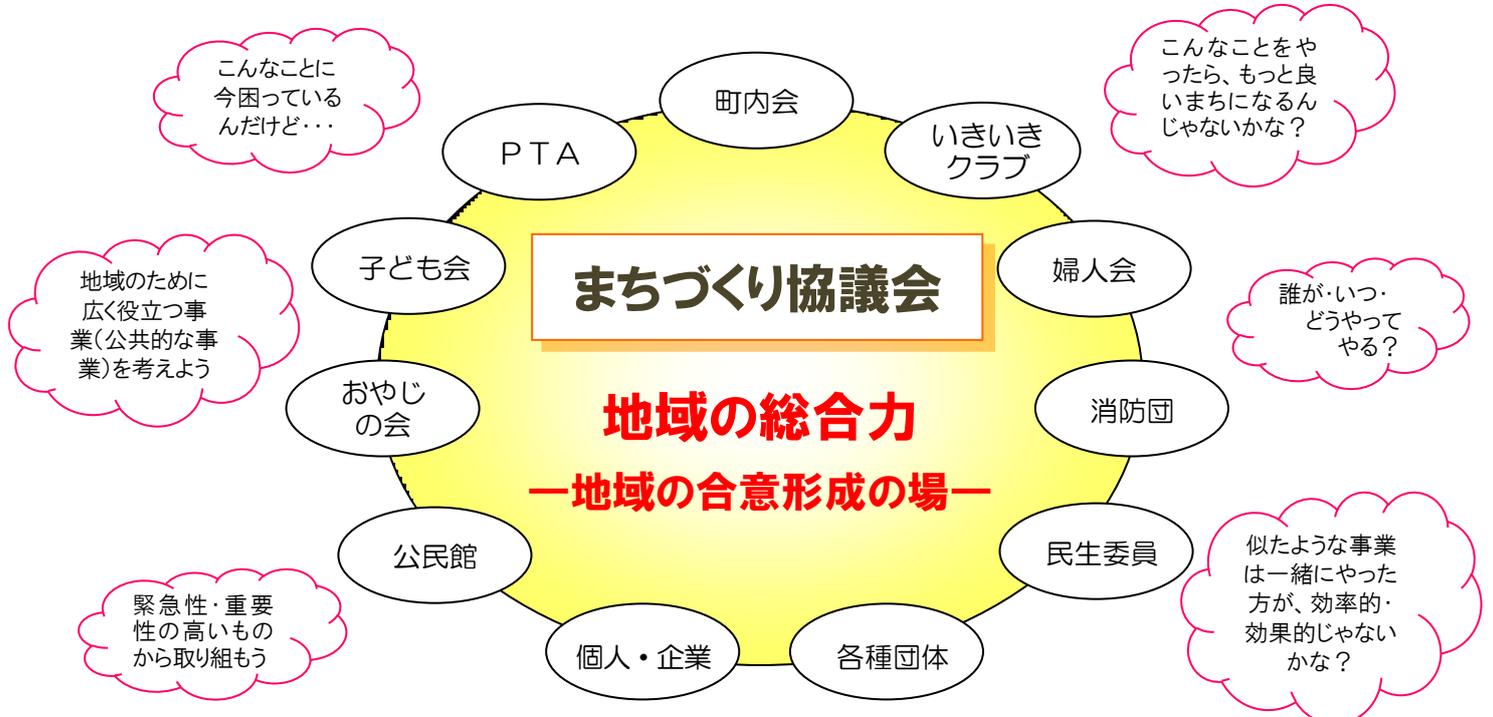
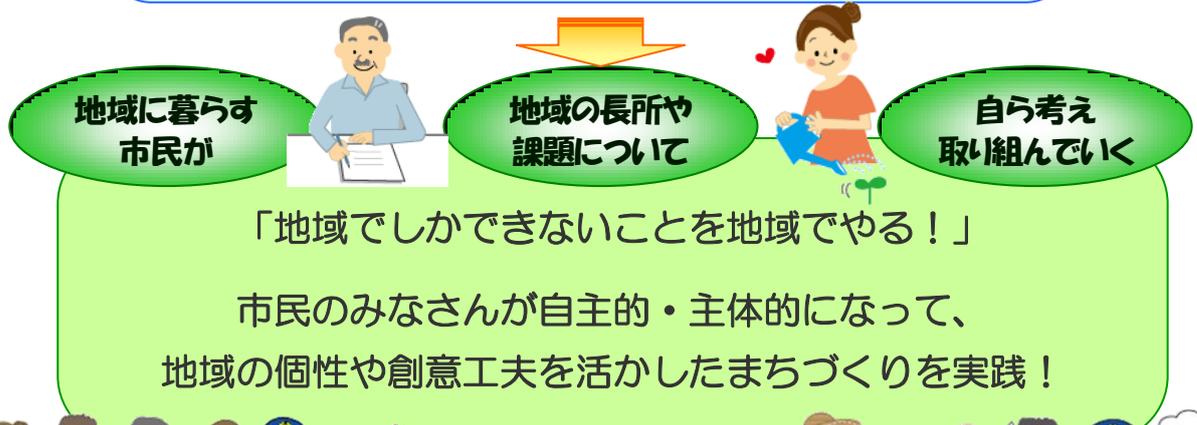
地域のいいところ(長所・魅力)や心配なところ(課題・問題点)は
地域で暮らしている市民が一番よく知っている!

地域でしか解決できないことや
地域でとirkんだほうがよりよいサービスに
つながるものは地域で行い、
そのために必要な権限と財源を地域へ
(地方自治の本来の姿へ)

取組みを進めていくと、こんな効果が・・・

- ◇ 市民のみなさんの自主的・主体的な取組みによって、行政では手の届かない、きめこまかな課題に対応することができ、事業効果が高まるなど、満足感・納得感の向上につながっていきます。
- ◇ 市民のみなさんが「この地域がどうあるべきか」を考え、自らの手によって課題や魅力を発掘し、解決等に向けて汗を流していくことによって、「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」といった、地域に対する「愛着・誇り」が育まれていきます。
- ◇ 市民のみなさんが、自主的・主体的に地域の課題解決や魅力の向上に取り組むことによって、これまで高まってきた地域に対する「愛着・誇り」や「地域の総合力」をより強くなり、未来を切り開くチカラが高まります。



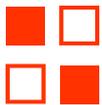


みんなで少しずつ知恵や力を持ち寄って
小学校区に住んでいるみんなのために
課題解決や魅力アップを実行!

■ まちづくり協議会の活動状況

	港小学校区	吉浜小学校区
名称	NPO法人高浜南部まちづくり協議会	吉浜まちづくり協議会
人口(平成25年10月1日)	6,473人	12,310人
世帯数(平成25年10月1日)	2,501世帯	5,037世帯
設立年月日	平成17年3月21日	平成19年3月31日
設立趣旨(キャッチフレーズ)	すべての住民が共に支えあい、ふれあいのある心豊かな地域共生によるまちづくり	誰もが住みやすく安心・安全で活気のあるまちづくり
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ☆ チャレンジドの自立支援事業 ☆ 介護予防事業 ☆ 子どもの健全育成事業 ☆ 防災・防犯事業 ☆ 公共施設の管理・運営 ☆ ふれあい福祉農園事業 ☆ 地域資源活用事業 ☆ コミュニティ・ビジネス ☆ 広報活動 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 子どもの健全育成事業 ☆ 高齢者のいきがい創出事業 ☆ 伝統文化の発展事業 ☆ 防犯対策事業 ☆ 防災対策事業 ☆ 環境保全の推進事業 ☆ 食育事業 ☆ 広報活動 ☆ 公共施設の管理・運営 <p style="text-align: right;">など</p>
	 <p>▲青空市(買い物等の支援)</p>	 <p>▲子ども菊人形事業</p>
	 <p>▲総合防災訓練</p>	 <p>▲認知症対策(吉浜ちよいぼけ一座)</p>

翼小学校区	高取小学校区	高浜小学校区
翼まちづくり協議会	高取まちづくり協議会	高浜まちづくり協議会
9,449 人	7,707 人	10,226 人
3,723 世帯	2,680 世帯	3,914 世帯
平成 20 年 3 月 29 日	平成 20 年 8 月 30 日	平成 21 年 5 月 30 日
垣根のない思いやりのあるまちづくり	心ふれあう 安全・安心なまちづくり	豊かな絆を結び合う 愛着と誇りを持てるまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 防犯パトロール事業 ☆ 防犯活動事業 ☆ 防犯力・コミュニケーション向上事業 ☆ 防災訓練推進事業 ☆ 防犯・防災運動会事業 ☆ 健康体操、男のレシビ教室事業 ☆ 広報活動 ☆ 公共施設の管理・運営 など 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 防犯・防災事業 ☆ 安全・安心マップ作成事業 ☆ 環境美化事業 ☆ 稗田川 花と緑ふれあい公園事業 ☆ 稗田川「清流まつり」「コミュニティ駅伝」事業 ☆ 認知症サポーター養成事業 ☆ 広報活動 など 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 絆深め合い事業 ☆ 地域の「茶の間」運営事業 ☆ クリーン・グリーン事業 ☆ 大山魅力アップ事業 ☆ わがまち自慢事業 ☆ 防災力向上事業 ☆ 防犯パトロール事業 ☆ 広報活動 ☆ 公共施設の管理・運営 など
		
▲ 防犯・防災運動会	▲ 稗田川 彼岸花球根植栽	▲ 桜の里親事業
		
▲ 健康体操	▲ 防犯パトロール	▲ 地域の「茶の間」



2. なぜ〔仮称〕「まちづくり協議会条例」をつくるの？

- 平成 23 年度から「自治基本条例」と「総合計画」を
両輪とするまちづくりがスタート

高浜市のまちづくりの最高規範

市政運営の根幹となる計画

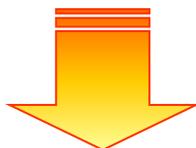
自治基本条例



第6次総合計画

私たちの愛するまち
高浜市を未来へと
つなげていくために

思いやり支え合い
手と手をつなぐ
大家族たかほま



**「高浜市のまちづくりは、まちづくり協議会と
ともに築いていく」という決意を宣言**

自治基本条例 第17条「まちづくり協議会」

- 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。
- まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。
- まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

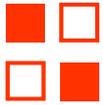
〔仮称〕高浜市まちづくり協議会条例

まちづくり協議会を、自治基本条例に
設置根拠を持つ公共的団体として
位置付け、高浜市の地域自治の仕組み
として担保しました。

「まちづくり協議会は
こういう団体である」と
いうことを、わかりやす
く「見える化」していく
ものです！

各まちづくり協議会のこれまでの実践を
踏まえながら、公共的団体としての
要件を明確化・明文化する





3. まちづくり協議会に求められる要件

[具体的には・・・]

要件① 区域

- ◇ まちづくり協議会は、小学校区を単位に1つずつ。

要件② 構成員

- ◇ 小学校区内に住んでいる人
 - ◇ 小学校区内でよりよいまちにして
いこうと活動している人・団体
 - ◇ 小学校区内の事業所や
そこで働いている人
 - ◇ 小学校区内の学校等で学んでいる人
- 「活動の担い手」
「活動成果の受け手」の2つの
側面がある

要件③ 多様性・開放性

- ◇ 小学校区内に住んでいる・活動している個人・団体・事業者などが
 - ❖ 性別・年齢を問わず、多くの人や団体と連携・協力しながら、それぞれの持ち味を活かして活動している。
 - ❖ 希望する誰もが、運営・活動に関わることができる。

要件④ 民主性

- ◇ 総会や理事会を開くなど、運営に必要な事柄が規約にきちんと定められ、規約に沿って運営されている。
- ◇ 住んでいる皆さんの想いを把握し、活動に取り入れている。

要件⑤ 透明性

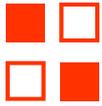
- ◇ 運営や活動内容・効果などについて、市民に説明できるように、情報を発信するとともに、資料等を適切に保管する。

要件⑥ 自主性・主体性

- ◇ 「自分たちのまちは、自分たちで考え、つくっていこう」という意識を持ち、自主的・主体的に活動していく。
- ◇ 地域にある様々な資源（人材・モノ etc.）を活かして魅力向上や課題解決に取り組んでいく。

地域のため、みんなのためになることを考え、みんなで力を持ち寄って取り組もう！





4.〔仮称〕「高浜市まちづくり協議会条例」素案

【第1条】
この条例を制定する目的を示しています。

(目的)

第1条 この条例は、高浜市自治基本条例（平成22年高浜市条例第24号）第17条第3項の規定に基づき、まちづくり協議会に関し必要な事項を定め、地域内分権を推進することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

要件① 区域

要件③
多様性・開放性

(1) まちづくり協議会 小学校区を単位とする地域において、その地域内に所在する町内会その他市民公益活動団体の参加を得て構成されている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいいます。

(2) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために、地域の市民及び行政が取り組む活動をいいます。

(3) 地域の市民 小学校区を単位とする地域内に住む者、働く者又は学ぶ者及び小学校区内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。

(4) 市民公益活動団体 市民が自主的に参加し、自発的かつ主体的に行う活動であって、社会貢献性を有し、かつ営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動（以下「市民公益活動」といいます。）を行うNPO法人、ボランティア団体、コミュニティ組織その他の団体であって、規約その他の定めがあり、かつ、市民公益活動を継続的に行うことができるものをいいます。

【第2条】
この条例で使っている用語の意味を定めています。(適用範囲はこの条例のみです。)

【第3条】
構成員とは
★まちづくり協議会が実施する事業の受益者（サービスの受け手）
★まちづくり協議会の活動の実施者（事業の担い手）
という意味です。

要件② 構成員

(構成員)

第3条 まちづくり協議会の構成員は、地域の市民とします。

【第4条】
まちづくり協議会に求められる要件について示しています。

(認定)

第4条 市長は、次のいずれにも該当する団体を、まちづくり協議会として認定することができます。

要件④ 民主性

(1) 団体の名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員を選出方法及び役割、予算の編成並びに決算の報告、規約の改廃方法、監査その他団体を運営するために必要な事項が、規約に定められている団体。

(2) 団体の代表者や役員を選出など団体の運営が、規約に基づき行われている団体。

※この素案は、市内5つのまちづくり協議会の理事長(会長)や事務局長が集まり、まちづくり活動について意見交換を行っている「高浜市まちづくり協議会サミット」において、練り上げきたものです。

(3) 町内会が参画している団体。

(4) 地域の市民が、希望に応じて活動に参加できる団体。

2 前項に規定する認定は、一の小学校区につき、一団体に限り行うものとします。

3 前項に規定する認定に関する手続は、市長が別に定めます。

(活動)

第5条 まちづくり協議会は、地域の特性を活かし、地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行います。

2 まちづくり協議会と行政は、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

3 まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報共有に努めます。

4 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定します。

(活動の制限)

第6条 まちづくり協議会は、次に掲げる活動をしてはなりません。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいいます。)の候補者(候補者になろうとするものを含みます。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

(行政の助言及び支援)

第7条 行政は、まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行います。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

要件③
多様性・開放性

要件① 区域

要件⑥
自主性・主体性

要件⑤ 透明性

【第5条】

まちづくり協議会が活動を行うにあたっての留意点を示しています。

【第6条】

まちづくり協議会が行ってはいけない活動を定めています。

【第7条】

まちづくり協議会に対する行政の姿勢を示しています。

【第8条】

まちづくり協議会の認定手続の方法など、条例の施行に必要な事柄は、規則などで定めます。



「小さなまち」の強みを活かし
大家族のような思いやりや絆
高浜市で暮らす日常の
「心地よさ」を実感できるまちを
みんなで力を合わせてつくっていきましょう！

〔仮称〕「高浜市まちづくり協議会条例」素案について
みなさんのご意見を、お聞かせください！

本冊子9～10ページに掲載の素案に対してご意見のある方は、
9月1日（月）までに、高浜市役所総合政策グループ（3階23番）へ
直接・郵送・FAX・メールで提出してください。

氏名				
住所				
連絡先	TEL	FAX		
	E-mail			
意見をすする条文	第	条	意見の該当箇所	行目から 行目
意見内容				

〒444-1398（住所不要）高浜市役所総合政策グループ
TEL 0566-52-1111（内線365） FAX 0566-52-1110
E-mail seisaku@city.takahama.lg.jp

いきいき広場、各公民館、各ふれあいプラザ、図書館に設置している「意見投函箱」もご利用ください。

—記入欄が不足する場合はどんな用紙にご記入いただいても構いません。—

■ お問い合わせ ■

高浜市役所 企画部 総合政策グループ

TEL0566-52-1111 (内線 365) FAX0566-52-1110

E-mail seisaku@city.takahama.lg.jp

URL <http://www.city.takahama.lg.jp>